



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和8年5月1日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. 令和8年度障害福祉サービス等審査支払事務システム関係スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
国	説明会等		障害者総合支援合同担当者説明会				
	令和8年度報酬改定対応	4/13 サービスコード表(案)の提示	4月下旬 サービスコード表、インタフェース仕様書(令和8年6月施行分)(確定版)の提示	6/1 報酬改定施行			
国保中央会		実績記録票取込等対応 簡易入力システムリリース (4/27稼働)	報酬改定等に係るシステム改修	リリース準備			
			伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)リリース (6/19稼働(予定))				
			審査支払等システムリリース (6/22稼働(予定))			7月下旬稼働(予定) 統計(国庫負担基準単位)機能	8月下旬稼働(予定) 統計(実績データ)機能
			簡易入力システム・取込送信システムリリース (6/29稼働(予定))				
			電子請求受付システムリリース (6/29稼働(予定))				
国保連合会					1日～ 請求受付開始 報酬改定対応		
都道府県			報酬改定に係るシステム改修				
市町村			報酬改定に係るシステム改修				
障害福祉サービス等事業者			報酬改定に係るシステム改修				

1. 令和8年度障害福祉サービス等審査支払事務システム関係スケジュール

< 令和8年6月以降に予定している障害者自立支援給付支払等システムの対応時期等について >

(1) 令和8年度報酬改定に伴う対応について(令和8年7月審査)

事業所が令和8年7月より新たな報酬の請求を行えるよう各システムの対応を行う。(詳細については本日説明)

なお、本対応とあわせて審査機能強化対応として新たなチェックの追加も行う。

また、報酬改定にかかる統計機能のシステム対応については、以下のとおり行う。

- ・国庫負担基準単位の集計仕様の改修 令和8年8月処理
- ・障害者自立支援等実績データの改修 令和8年9月処理

(2) 国保連合会における一次審査の判定レベル見直しについて(令和8年7月審査)

報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連合会における一次審査の判定レベルを、平成30年度より段階的に「警告」から「エラー(返戻)」に移行する対応を実施している。令和8年度においても、就労選択支援サービスの創設に伴い追加されたチェック等について、判定レベルの移行を実施する。

なお、エラーへの移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和9年1月審査(令和8年12月サービス提供分)からを予定している。

(詳細については、「4. 警告からエラーへの移行について」参照)

2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

コード値の追加について

令和8年度報酬改定により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、就労継続支援B型に係る事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおり新たなコード値を追加する。

これに伴い、当該加算等に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動/訂正連絡票情報を提出すること。

なお、令和8年5月末時点において当該加算等の算定要件を満たしており、令和8年6月からの新たな区分の要件に該当せず引き続き同様の要件で算定する事業所及び障害児施設については、それ以外の項目に変更がなければ、都道府県から国保連合会へ改めて事業所異動/訂正連絡票情報を提出する必要はない。

令和8年6月よりコード値を追加する項目(1/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和8年5月以前	令和8年6月以降	
事業所異動/ 訂正連絡票情報 (サービス情報)	平均工賃月額区分	01:平均工賃月額が4万5千円以上 02:平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 03:平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 04:平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 05:平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 06:平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 07:平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 08:無し(経過措置対象) 09:平均工賃月額が1万円未満 10:無し(生産活動等への支援実施対象)	01:(R8改定対象外)平均工賃月額が4万5千円以上 02:(R8改定対象外)平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 03:(R8改定対象外)平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 04:(R8改定対象外)平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 05:(R8改定対象外)平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 06:(R8改定対象外)平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 07:平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 08:無し(経過措置対象) 09:平均工賃月額が1万円未満 10:無し(生産活動等への支援実施対象) 11:(R8改定対象)平均工賃月額が4万8千円以上 12:(R8改定対象)平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満 13:(R8改定対象)平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満 14:(R8改定対象)平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満 15:(R8改定対象)平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満 16:(R8改定対象)平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満 17:(R8改定対象)平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満 18:(R8改定対象)平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満 19:(R8改定対象)平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満 20:(R8改定対象)平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満 21:(R8改定対象)平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満 22:(R8改定対象)平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満	新たな平均工賃月額区分のコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型

2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和8年6月よりコード値を追加する項目(2 / 2)

すべてのサービスが対象

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和8年5月以前	令和8年6月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	福祉・介護職員等処遇改善加算の有無	01:無し 02: 03: 04: 05:	01:無し 02: <u>・イ</u> 03: <u>・イ</u> 04: 05: <u>07: ・□</u> <u>08: ・□</u> <u>計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援については、「02: ・イ」を「02:有り」と読み替える。</u>	処遇改善加算の新たな報酬区分に対応したコードを追加する。 すべてのサービスが対象。 (サービスごとの設定可能なコード値については、インタビュー仕様書を参照。)

3. 応急的な報酬単価の特例に係る請求明細書の記載例について

(1) 応急的な報酬単価の特例について

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。

当該報酬の算定にあたり、単独のサービスコードとして定義を行うため、次ページ以降に請求明細書の記載例を示す。

対象サービス

報酬名	対象サービス
令和8年6月1日以降 新規指定事業所特例分	・共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型) ・就労継続支援B型 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス

3. 応急的な報酬単価の特例に係る請求明細書の記載例について

(2) 請求明細書の記載例(案)

共同生活援助の事業所において、「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」を算定する場合

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位				摘要
	3	3	1	4	2	1	6	0	0	1	5	9	0	0	0	
生活援助 6	3	3	1	4	2	1	6	0	0	1	5	9	0	0	0	
令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分(生援)	3	3	Z	0	0	6	-	2	5	2	1	-	2	5	2	

1か月分まとめて記載する。

回数は「1」を記載する。

「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」の対象となる報酬のサービス単位数に、所定の率(共同生活援助の場合は972/1000)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $9,000 \times (972/1000 - 1) = -252$

日中介護等 支援加算欄	日中活動先事業所	指定事業所番号														当該事業所への通所日数			
		事業所名称																	

請求額集計欄	サービス種類コード	3	3	共同生活援助												合計
	サービス利用日数	1	5	日											日	
	給付単位数			8	7	4	8									
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位									円/単位	
	総費用額			8	7	4	8	0								

3. 応急的な報酬単価の特例に係る請求明細書の記載例について

(3) 請求明細書の記載例(案)

共同生活援助の事業所において、「大規模住居等減算」及び「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」を算定する場合

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位				摘要	
	3	3	1	4	2	3	5	7	0	1	5	8	5	5	0		
生活援助 6・大1	3	3	1	4	2	3	5	7	0	1	5	8	5	5	0		
令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分(生援)	3	3	Z	0	0	6	-	2	3	9		1	-	2	3	9	

給付費明細欄

「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」の対象となる報酬のサービス単位数に、所定の率(共同生活援助の場合は972/1000)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $8,550 \times (972/1000 - 1) = -239$

日中介護等 支援加算欄	日中活動先事業所	指定事業所番号															当該事業所への通所日数			
		事業所名称																		

請求額集計欄	サービス種類コード	3	3	共同生活援助													合計	
	サービス利用日数	1	5	日													日	
	給付単位数			8	3	1	1											
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位											円/単位	
	総費用額			8	3	1	1	0										

3. 応急的な報酬単価の特例に係る請求明細書の記載例について

(4) 請求明細書の記載例(案)

共同生活援助の事業所において、「大規模住居等減算」、「身体拘束廃止未実施減算」及び「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」を算定する場合

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位				摘要	
	3	3	1	4	2	3	5	7	0	1	5	8	5	5	0		
生活援助 6・大1	3	3	1	4	2	3	5	7	0	1	5	8	5	5	0		
令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分(生援)	3	3	Z	0	0	6	-	2	3	9		1	-	2	3	9	
生援身体拘束廃止未実施減算	3	3	Z	0	3	1	-	8	3	1		1	-	8	3	1	

給付費明細欄

「身体拘束廃止未実施減算」の対象となる報酬のサービス単位数に、所定の率(共同生活援助の場合は90/100)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $(8,550 + (-239)) \times (90/100 - 1) = -831$

「令和8年6月1日以降新規指定事業所特例分」の対象となる報酬のサービス単位数に、所定の率(共同生活援助の場合は972/1000)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $8,550 \times (972/1000 - 1) = -239$

日中介護等 支援加算欄	日中活動先事業所	指定事業所番号														当該事業所への通所日数			
		事業所名称																	

請求額集計欄	サービス種類コード	3	3	共同生活援助												合計
	サービス利用日数	1	5	日											日	
	給付単位数			7	4	8	0									
	単位数単価	1	0	0	0	円/単位										円/単位
	総費用額		7	4	8	0	0									

4. 警告からエラーへの移行について

(1) 概要

報酬改定により新たに追加するチェックについては、まずは「警告」、または「警告(重度)」とし、周知期間を設けたうえで、「エラー(返戻)」への移行を実施している()。

令和8年度における警告からエラーへの移行についても、これまでと同様に周知期間を設け、以下のとおり実施する。

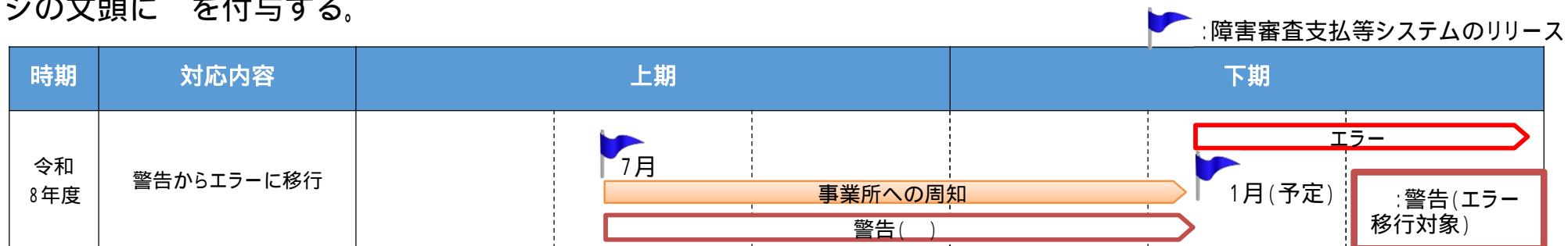
平成30年4月改正法の施行を受け、国保連合会における一次審査の実施にあたり、これまで「警告」としていたものについて、平成30年度以降、「エラー(返戻)」へ移行することを検討する必要があるとされた。

報酬改定後から一定期間においては、報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものとして、一律「警告(重度)」として「警告」と区分し、対応している。

(2) 対応スケジュール

「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和9年1月審査(令和8年12月サービス提供分)からを予定している。

なお、エラーへの移行を予定しているエラーコードであることが分かるよう、令和8年7月審査分より、エラーメッセージの文頭に を付与する。



(3) 移行対象エラーコード

移行対象エラーコード(案)については、6月頃に事務連絡にて周知予定。

台帳の整備

令和8年度報酬改定等に伴い、体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。

このため、事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)と事業者の請求情報の突合において、**台帳の整備漏れ等による請求エラー**が発生することのないよう、都道府県・政令市等におかれては、**事業所台帳情報の入力・国保連合会への登録**に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、**各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知**願いたい。